

第2回 広域一般廃棄物処理施設建設候補地選定委員会

日時：令和7年9月4日(木)

午後1時30分から

場所：富士山南東消防本部三島消防庁舎
3階消防センター

1 開 会

2 確認事項

(1) 広域一般廃棄物処理施設建設候補地選定のフロー、スケジュール

資料1

資料2

(2) 第1回委員会における指摘事項と対応案について

資料3

3 協議事項

(1) 広域一般廃棄物処理施設建設候補地 評価項目及び評価基準(案)

資料4

資料5

4 その他

第1回広域一般廃棄物処理施設建設候補地選定委員会会議録

参考資料1

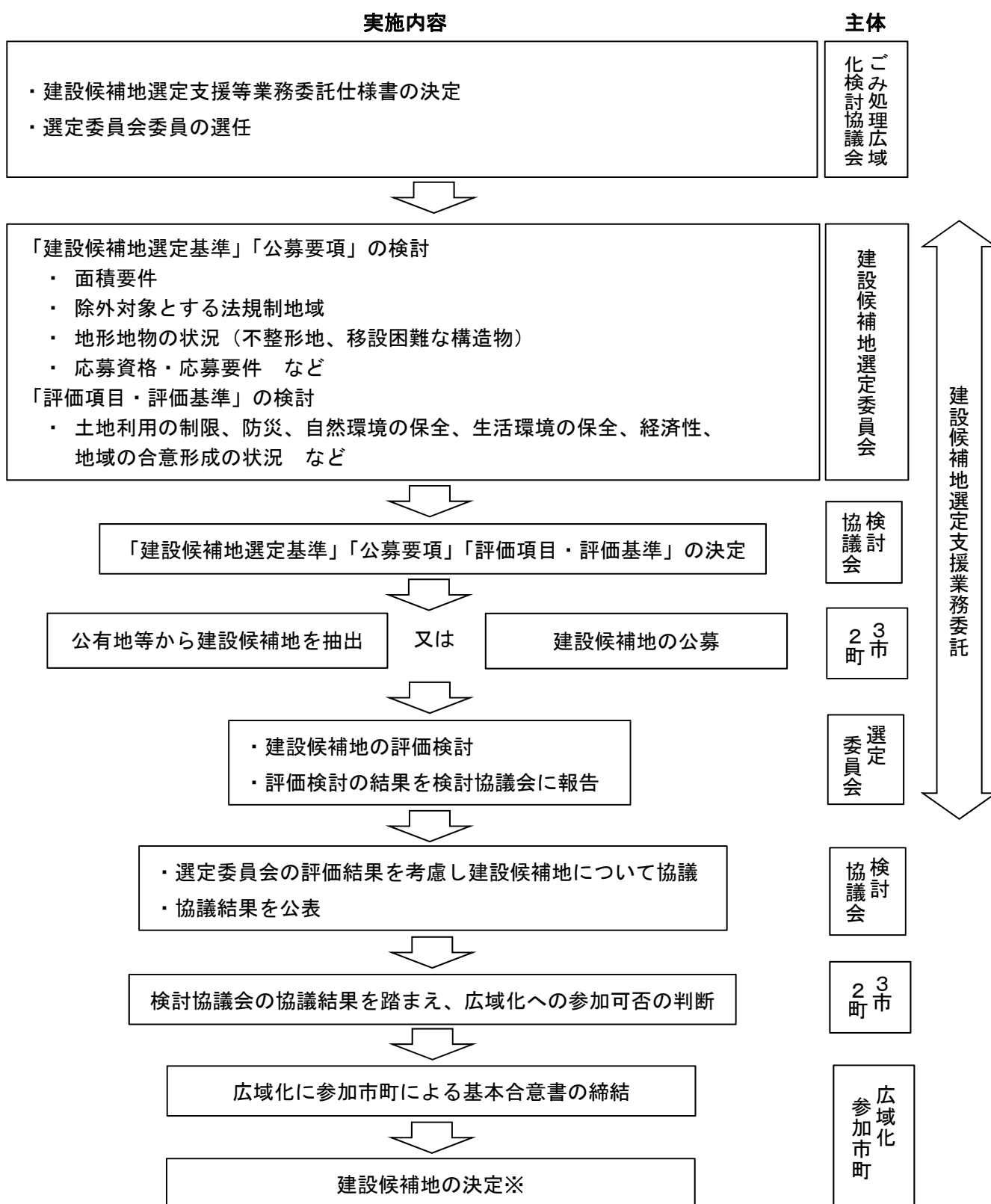
広域一般廃棄物処理施設建設候補地選定委員会 委員名簿

氏 名 (外部委員は五十音順)	所属・役職	備考
中澤 博志	静岡理工科大学理工学部土木工学科教授	
平井 一之	一般社団法人 静岡県環境資源協会会長	委員長
柳井 薫	一般社団法人 廃棄物処理施設技術管理協会会長	
臼井 貢	三島市環境市民部長	
杉山 和哉	裾野市環境市民部長	
三枝 壮一郎	熱海市市民生活部長	
椎田 清隆	長泉町都市環境部長	
加藤 裕一	函南町厚生部長	

○ 3市2町担当課 出席者

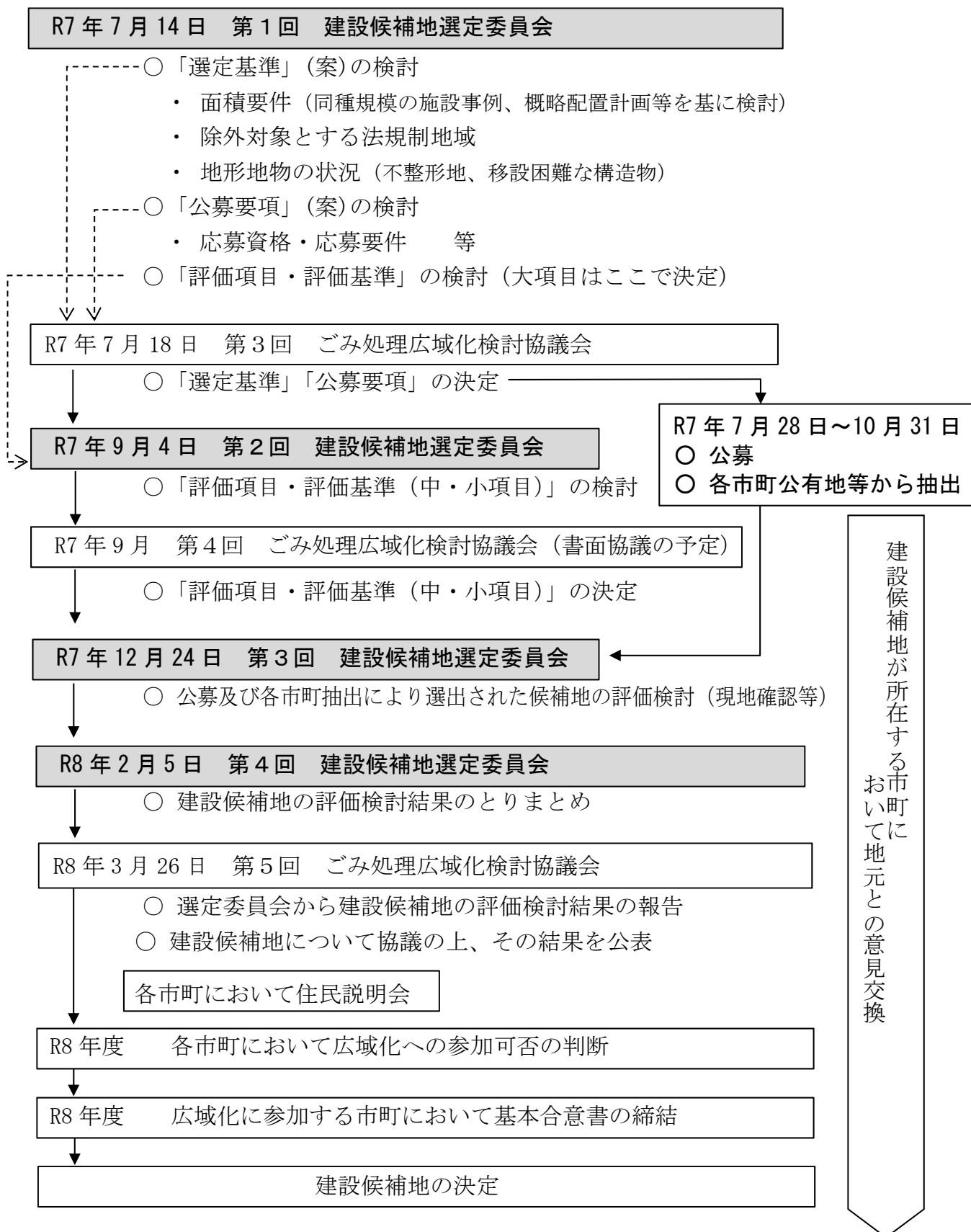
	市町	所属	役 職	氏 名
1	三島市 (事務局)	廃棄物対策課	参事 (課長)	橋本 泰浩
2		廃棄物対策課 ごみ処理施設整備推進室	主幹 (室長)	新井 晋
3			主査	新井 宏幸
4	裾野市	生活環境課	課長	井上 英丈
5			係長	杉山 貴
6	熱海市	環境課	課長	高瀬 智幸
7		環境課 ごみ処理広域化推進室	室長	西村 厚紀
8		環境課 環境センター管理室	主幹	野口 真道
9		環境課 ごみ処理広域化推進室	主事	木村 海夏人
10	函南町	環境衛生課	課長	飯島 美貴
11			課長補佐	二藤 光
12			係長 (焼却場長)	梅原 彰祐
13	長泉町	くらし環境課	課長	杉山 光司
14			副主幹	露木 宏孝

広域一般廃棄物処理施設建設候補地選定のフロー



※広域化参加市町において、3市2町の枠組みにおける建設候補地がそのままふさわしいかの再検証は必要

広域一般廃棄物処理施設建設候補地選定 スケジュール



第1回 広域一般廃棄物処理施設建設候補地選定委員会 指摘事項と対応案

資料3

No.	資料	項目	委員	指摘事項	対応案（下線部）
1	選定基準（案）	4 建設候補地の選定基準	柳井委員	・ 選定基準に示す「概ね2ha以上の土地」の要件は焼却施設を基本として広く公募するための最低の面積として理解するが、1ページに記載のバイオガス化、堆肥化施設等の場合は敷地内に収まらない場合もある。このことと公募とはどのような関係になるか。	・ 面積要件（概ね2ha以上）は、焼却施設とマテリアルリサイクル推進施設の最低限必要な面積として設定した。その理由として、 ①現行施設の老朽化が喫緊の課題となっている中、まずは焼却施設を整備することが広域化の第一目標であること ②候補地選定段階で広域化参加市町が決定していない中で、バイオガス化施設等については参加市町決定後に検討するとしていること ③バイオガス化や堆肥化施設の場合、単体の整備ということではなく、焼却施設との併設となるため、それを前提にするとさらに広い面積が必要となり、候補地が出てこない可能性もあること ・ <u>ただし、面積が広いほど柔軟な検討ができるため、第2次評価では記述による調書を作成し、面積を基に敷地の汎用性を検討する。</u>
2	選定基準（案）	4 建設候補地の選定基準	平井委員長	・ 個人的には、3ha程度が一般的と考えている。候補地決定後、他の付帯施設を含める場合に敷地に入らないということで候補地を選定しなおすことはできない。今回検討している施設の次の建て替えを想定した場合、隣接地が一般的に可能性としては考えられ、また、リサイクル施設などの付帯施設の併設についても一応考えておかなくて良いだろうか。公募要件を幅広くした設定とすることは考え方としてあるが、それらについても慎重に考慮しておくべき。	
3	選定基準（案）	【別紙2】除外対象とする法規制地域	中澤委員	・ 候補地が「3 建設候補地の選定方法」に示す「安全・安心、環境、立地条件など幅広い観点」をすべて高いレベルで満たすのは難しく、最初は間口を広げることが良い。 ・ 「6 土砂災害防止法」において、土砂災害警戒区域は、法規制されている地域ではなく、いわゆるイエローゾーンと言われる区域である。 ・ 土砂災害警戒区域まで縛ると手が上がりにくいように感じる。土砂災害特別警戒区域はレッドゾーンなので除外対象とするにしても、この段階で土砂災害警戒区域まで大項目に含めなくても良いのではないか。	・ <u>土砂災害警戒区域は第2次評価で検討する。</u>

No.	資料	項目	委員	指摘事項	対応案（下線部）
4	選定基準 （案）	【別紙2】除外 対象とする法 規制地域	平井委員 長	今年の5月26日から盛土規制法が施行開始しており、併せて「「静岡県盛土等の規制に関する条例（盛土条例）」が「静岡県盛土等による環境の汚染の防止に関する条例（盛土環境条例）」になっており、今回の検討に含めなくても良いか。	・盛土規制法については、静岡県内はすべての場所が「宅地造成等工事規制区域」又は「特定盛土等規制区域」となっており、第2次評価には含めないこととした。
5	公募要項 （案）	3 応募要領(1) 応募資格	平井委員 長	・合意形成に関する記載があるが、同種の事業では地元の合意形成が最優先ということはどこでも言われている。そのようなことも踏まえ、建設候補地決定後に合意形成を進めていくという話があったが、それで苦勞する事例を多く見てきている。最初の段階で一定程度的見通せる状況が大事である。 ・合意形成が必要な自治会のエリアを定める必要がある。地域の捉え方をどうしていくかが重要なポイントと思っている。そのあたりをしっかりと議論していただきたい。	・ごみ処理施設整備事業という性質上、周辺住民の合意は事業の成否を左右する非常に重要な項目と考えている。<u>第2次評価の「地域の合意形成の状況」の評価について、以下のとおり検討した。</u> 【評価方法】 ・点数評価では、自治組織への意向確認状況について、「自治会総会での議決」「説明会や文書による周知のみ」などの段階に応じて評価基準を設定するとともに、点数を重点的に配分する。 ・併せて、点数評価を補完することを目的に、記述による調書を作成する。調書の作成に当たっては、候補地が所在する市町が、自治組織との意見交換を行う。 【自治組織の範囲】
6	公募要項 （案）	3 応募要領(1) 応募資格	椎田委員	・建設候補地選定委員会において候補地を評価する段階においては地域の合意形成の評価基準、配点をどの程度厚くするかは一つの大きな焦点であると考えている。 ・自治組織の意向確認について、候補地が所在する自治組織を対象にするのか、収集運搬ルートなど周辺の影響が及ぶところまで考えるのかなど、今後意見交換を行っていくことも大事になる。	・点数評価では、候補地が所在する自治組織の状況の評価の対象とする。 ・記述による調書では、意見交換を行う自治組織の範囲として、候補地が所在する自治組織は必須であるが、隣接する自治組織や収集運搬ルート※を含めてどこまでを範囲とするかは、地域の事情やつながり等の関連性を考慮する必要がある。これらは、地域ごとに状況が異なることから、一律に設定せず、候補地が所在する市町が、自治組織と協議を行いながら候補地ごとに検討する。 ※収集運搬ルートについては、現状で相当程度の交通量が認められる幹線道路に直結するような場合と、地区内の生活道路を新たに通行しなければアクセスできない場合等とでは状況が異なることにも留意する。

No.	資料	項目	委員	指摘事項	対応案（下線部）
7	公募要項（案）	3 応募要領(2) 応募要件	柳井委員	・土地所有者に周辺の合意を求めるのか、団体に求めるのかによって複雑な手続きが伴う場合もあると思うので、第2次評価以降、きちんとした考えを持って臨んでいただきたい。 ・地権者の土地の周辺の同意も大きい。隣地のことを評価基準で調査するのかわからないのか。どのような考え方で候補地を選定するのか。	・公募要項2ページに記載のとおり、周辺住民の意向確認がなくても応募はできることとしたが、周辺住民の合意形成は大変重要な観点であり、<u>第2次評価の「地域の合意形成の状況」の評価について、上記No.5、6のとおり検討した。</u> ・公募の段階では、あくまでも候補地の土地所有者の同意を求めているが、<u>応募地の市町が自治組織との意見交換の中で、隣接地権者の状況も確認する。</u>
8	公募要項（案）	6 施設建設地域への地域支援策	柳井委員	・地域の環境整備や活性化事業などの支援策について、建設候補地決定後に協議するのと決定に当たって協議するのかで微妙な違いがあると思うがどちらになるか。	・現段階では、広域化参加市町が決定しておらず、具体的な予算化も検討できないことから、建設候補地決定後に協議を行っていく考え。
9	公募要項（案）	8 その他(1)	平井委員長	・「応募地全ての土地の購入を確約するものではなく」という記載があるが自身の土地も買ってもらえると考えていて後ほど対象外となった場合にトラブルになることがある。地元との合意形成の流れの中で留意いただきたい。	・<u>応募受付時に十分に説明を行うとともに応募者（特に土地所有者）の考えを聞き取って確認を行う。</u>
10	公募要項（案）	—	臼井委員	・公有地を抽出する際の事務的な手続について、公募要項には様式があるが、公有地から抽出する場合は書式が定められていない。周辺住民の合意、意向、意見は重要になり、公募要項の様式3ではそのようなことがある程度見て取れるものがある。公有地からの抽出についてもそのようなことを考慮して書類を準備することがよい。	・<u>公有地からの抽出についても、公募した土地と横並びで検討しやすいように、自治組織の意向確認の状況などの情報が得られるような同様の書式を作成する。</u>

No.	資料	項目	委員	指摘事項	対応案（下線部）
11	評価項目 及び評価 基準(案)	1.土地利用	柳井委員	・大項目の中で「1.土地利用」という表現は他の項目と比較して違和感がある。例えば「1.土地利用」と「3.防災」を合わせて「安全安心」として「6.経済性」等と比較したほうが大項目としてのバランスは良いように感じる。 ・項目に応じて比重を変えるのはもっともだが考え方を明確にする必要がある。市町の基本構想や施設整備に対する考え方で重視する項目に重点を置いたり、何らかの地域の考え方に沿うなど、次の議論ではわかりやすい考え方を提示いただきたい。	・本事業は、建設候補地を明らかにした後、3市2町それぞれが広域に参加するかどうかの判断を行うもので現時点で広域の枠組が決まっていない。 ・御指摘のように、上位計画を基に施設整備の基本方針を検討していく必要があるが、広域に参加する自治体で施設整備基本構想において検討する予定。 ・<u>評価基準の大項目の重み付けは、それぞれの市町が優先順位の考えを出し合って検討、議論した上で定めることとした。</u> ・<u>「1.土地利用」は、「1.土地利用の制限」とする。</u>
12	評価項目 及び評価 基準(案)	3.防災	中澤委員	・小項目で液状化想定及び浸水想定レベルが挙げられており、施設の場所として考えるとピンポイントでの検討になるが、運搬ルートも含めて評価してはどうか。	・<u>候補地のみでなく候補地へのアクセスルートについても、第2次評価項目に含めて検討する。</u>
13	評価項目 及び評価 基準(案)	2.自然環境の保全、4.生活環境の保全	平井委員長	・環境影響評価で取り扱う「2.自然環境の保全」と「4.生活環境の保全」の間に「3.防災」が入っている。	・<u>「2.生活環境の保全」、「3.自然環境の保全」、「4.防災」とする。</u>
14	評価項目 及び評価 基準(案)	4.生活環境の保全	平井委員長	・「騒音、振動」と「車両影響」のみが取り上げられているが、それだけで良いのかも踏まえて、環境アセスとの関係を踏まえて大項目、中項目を絞り込んでいただきたい。	・「大気質」、「悪臭」などのごみ処理施設の環境影響に特有な項目を検討に含めることも検討したが、これらの項目は、風向や周辺の住居地域の配置なども考慮した少し広い範囲の評価が必要な内容を含むため、環境影響評価段階で詳細な検討を行うことが良いと考え、建設候補地の選定段階では、まずは建設候補地周辺を中心に検討していくこととした。
15	評価項目 及び評価 基準(案)	6.経済性	中澤委員	・候補地によって造成費用は異なるが、近年、建設発生土の処分が大きな課題となっている。例えば、加点項目で建設廃棄物の抑制などがあっても良いと感じる。	・<u>造成設計によって土量バランスを考慮したのちの判断になると考えられるが、第2次評価の記述による調書において「大規模な切土の可能性」を検討する。</u>

第 2 次評価について（案）

【概要】

- ・ 第 2 次評価では、評価の結果をわかりやすく定量的に示すため、重要度を勘案（重み付け）した配点に基づき点数化し、候補地を比較評価する（点数評価）。
- ・ 併せて、地域の合意形成に関する評価など、点数評価だけでは的確な判断が困難な事項は、点数評価を補完することを目的に、記述式の調書（別添様式）を作成する。
- ・ 選定委員会は、点数評価の結果及び調書を取りまとめ、「広域一般廃棄物処理施設建設候補地評価結果報告書」として、第 2 次評価の結果をごみ処理広域化検討協議会に提出する。

1 配点の考え方及び採点方法

（1）評価方式

評価方式として、先行事例も考慮しつつ、以下の 2 方式を検討した。

① 積み上げ方式

小項目ごとの点数を加えて合計点を算出する方式であり、小項目の項目数が多い大項目に重み付けされる傾向がある。

② 平準化方式（大項目間）

積み上げ方式による集計後、あらかじめ重み付けにより設定した大項目配点内の比率で再計算する。小項目数に左右されない採点が可能となる。

本件の評価では、下記（2）において大項目で重み付けの検討を行うことから、小項目の数に左右されず、大項目の重み付けを表現することができる「②平準化方式」の手法を採用する。

（2）大項目の重み付け

大項目 1 から 6 は、いずれも重要な観点であり、第 2 次評価の評価項目とした。

その上で、3 市 2 町において、建設候補地選定で重視する項目を社会情勢、各市町の重点課題、事業の実現性等を基に検討し、次のとおり大項目の重み付けを行い、配点した。

なお、市民・町民へのわかりやすさから、100 点満点で配点した。

大項目	観 点	配点
1. 土地利用の制限	法律等によって規制、指定された区域等を含む場合は、指定の解除や対策の検討が必要であり、事業実現性に影響することから、規制等の状況を確認する。	10
2. 生活環境の保全	処理施設周辺の生活環境への影響については、候補地決定後の環境影響評価で実施するものであるが、候補地検討段階として、住居や病院・学校等との距離や廃棄物運搬車両の通行が与える影響を検討する。	10
3. 自然環境の保全	貴重な動植物の生息環境への影響に関して、施設側での対応が困難と考えられて制約を受けた事例があることを踏まえ、候補地検討段階において、国や県等による既存の調査結果を確認する。	10

4. 防災	昨今、頻発化する大規模自然災害に備え、災害発生時における生活ごみの処理の継続、早期復旧、復興に向けた災害廃棄物処理の観点から、アクセスルートを含めた処理施設の立地条件を検討する。	20
5. 地域の合意形成の状況	施設建設に対する地域住民の理解と協力は、事業の成否を決定づける要素となりうるため、自治組織等への意向確認の状況等を確認する。	25
6. 経済性	財政負担は各市町において共通の重要課題であり、市町の政策全般に及ぼす影響が大きいため、事業に要する費用を相対的に検討する。	25
合計		100

(3) 小項目の配点

小項目の配点は、◎を5点、○を3点、△を1点、×を0点^{※1}とし、5点満点を基本として採点する。

ただし、以下の項目は、次の理由から、重要な小項目として配点を2倍又は4倍する。

- ・ 「4-1-1 地形地質状況」：頻発化する自然災害への対応として処理の継続の観点から重視するため。
- ・ 「5-1-1 自治組織の意向確認状況」：建設候補地の選定にあたっては、自治会・町内会をはじめ地元住民の方々の理解と協力が非常に重要であるため。
- ・ 「6-1-1 用地取得費、造成費、道路整備費」：経済性の検討の中で、全体事業費に占める割合が高い費用であるため。
- ・ 「6-4-1 各市町からのごみの輸送距離」：広域一般廃棄物処理施設までの収集運搬距離は、各市町の広域化への参加判断に重要な要素となるため。

※1：小項目の採点の結果、×がついた事項は、事業の実現性に重大な影響を及ぼすリスクとなりうるが、第2次評価では、候補地として不適合との結論を出すことはせず、その評価結果をごみ処理広域化検討協議会に報告する。その上で、ごみ処理広域化検討協議会での候補地選定協議において、当該事項は十分に考慮するものとする。

(4) 採点方法

上記(1)②のとおり、大項目の採点は、「大項目配点(A) × 小項目採点(C) / 小項目配点(B)」とする。(小数点以下第二位を四捨五入。)

大項目採点の合計点を、各候補地の点数評価の点数とする。

【採点例】

資料5の採点例は、次のとおり計算したものである。

- ・ 大項目「1. 土地利用の制限」の採点
大項目配点 10 点 × 小項目採点 23 点 ÷ 小項目配点 25 点 = 9.2 点
- ・ 大項目 2～6 も同様に計算し、大項目採点の合計点を計算する。
 $9.2 + 8.7 + 10.0 + 18.4 + 9.0 + 19.4 = 74.7$ 点
- ・ 大項目採点の合計 74.7 点を点数評価の点数とする。

2 調書の作成について

(1) 地域の合意形成の状況

大項目の「5. 地域の合意形成の状況」について、点数評価を補完することを目的に、記述式の調書（別添様式）を作成する。

○ 作成方法

候補地が所在する市や町が、自治組織との意見交換を行い、地元住民の合意形成の状況について客観的な事実を記述する。

○ 記述の観点

応募や公有地等抽出に当たっての住民への周知方法や状況、合意形成の状況（総会又は役員会での議決や同意の状況）、反対する意見の存在など。

○ 記述の対象とする自治組織の範囲

候補地が所在する自治組織は必須とし、隣接する自治組織や収集運搬ルートを含めてどこまでを範囲とするかは地域の事情やつながり等の関連性を考慮する。これらの関連性は、地域ごとに異なることから、一律に設定せず、候補地が所在する市や町が、自治組織と協議を行いながら候補地ごとに検討する。

なお、候補地がどの自治組織にも属していない場所である場合には、候補地が所在する市や町において、事業の実現性を確保する観点から、地域の合意形成が必要と考えられる周辺の自治組織の範囲について、慎重に検討・判断する。

(2) その他

加点的要素や留意すべき事項として、次の項目についても調書に記述する。

①余熱利用の可能性 (熱利用施設活用の可能性)	熱利用は発電に比べてエネルギー回収率が高い手段であり、熱利用施設を有効に活用することは温暖化対策に有効である。そこで、近隣のエネルギー需要施設の存在等の状況を確認する。
②敷地面積 (敷地の汎用性)	敷地面積に余裕があれば施設配置が柔軟になり、メンテナンス性も向上する。また、熱利用施設やCO2回収施設の整備等の選択肢が増える。そこで、敷地面積等をもとに敷地の汎用性について検討する。
③大規模な切土の可能性 (残土処分費への影響)	近年の残土処分費の高騰を踏まえ、土地の形状や傾斜を基に、大規模な切土を行う可能性について検討する。
④その他	①～③のほか、付記すべき留意事項があれば記述する

【様式】

建設候補地評価に係る調書

市（町）

土地の所在・地番：

ほか

1 地域の合意形成の状況

（記載例）

・候補地が所在するA自治会において、応募者の主催による、すべての住民を対象とする説明会を、これまで2回開催した。

▶第1回

開催日：○月○日（○） 出席者数：○名、主な出席者：自治会長など役員○名
議事録は別添のとおり。_____、_____といった意見があった。

▶第2回

開催日：○月○日（○） 出席者数：○名、主な出席者：自治会長など役員○名
議事録は別添のとおり。_____、_____といった意見があった。

・X市Y課がA自治会の役員と意見交換を行った。

▶開催日：○月○日（○） 主な出席者：自治会長など役員○名

▶意見交換の議事録は別添のとおり。_____、_____、隣接するB自治会の意向も確認する必要がある、といった意見があった。

・隣接するB自治会について、X市Y課が、役員との意見交換を行った。

▶開催日：○月○日（○） 主な出席者：自治会長など役員○名

▶意見交換の議事録は別添のとおり。_____、_____といった意見があった。

2 その他

①余熱利用の可能性（熱利用施設活用の可能性）

候補地の東側約100mに位置する運動公園内に温水プールがあり、化石燃料を用いて加温している。

②敷地面積（敷地の汎用性）

敷地面積が約3.3ヘクタールあり、エネルギー回収推進施設に加え、マテリアルリサイクル推進施設を別棟で設置できる可能性あり。

③残土処分費

敷地全体としては傾斜地も含むが、現状でほぼ傾斜のない状態で確保されている。多額の建設発生土処分費が発生する可能性は低いと考えられる。

評価項目及び評価基準（案）

資料 5

各大項目の採点は、(A) × (C) / (B) とし、小数点以下第二位を四捨五入する。大項目採点の合計点を各候補地の点数評価の点数とする。

斜線は採点例

評価項目					評価基準	大項目 配点 (A)	小項目			大項目採 点 (A) × (C) / (B)	備考
大項目・中項目		小項目		設定理由			配点 (B)	点数	採点 (C)		
1. 土地利用の制限											
1-1	土地利用規制	1-1-1	山地災害危険地区	法律に基づく指定ではなく規制はないが、県が山腹崩壊、地すべり及び崩壊土砂の流出などにより、官公署、学校、病院、道路等の公共施設や人家等に直接被害を与えるおそれのある地区で、地形地質特性からみてその崩壊危険度が一定基準以上の地区を調査把握したものであり、考慮する必要がある。	◎：周辺に山地災害危険地区がない。 ○：周辺に山地災害危険地区があるが、影響を回避して施設配置することが可能。 △：周辺に山地災害危険地区があり影響が懸念される。	10	5	◎：5 ○：3 △：1	3		・ 静岡県GIS情報「山地災害危険地区マップ」により確認
		1-1-2	保安林（森林法）	保安林は、水源のかん養等の目的達成のために指定されており、解除に当たってはその理由が消滅することを示し、農林水産大臣又は県知事に申請を行って認められる必要があるため。	◎：保安林を含まない。 △：保安林を含む。		5	◎：5 △：1	5		環境アセスメントデータベース（EADAS）の保安林（国有林、民有林）により確認
		1-1-3	土砂災害防止法	土砂災害による被害を防止・軽減するため、危険の周知、警戒避難体制の整備を行う区域であり、施設整備によって現状の体制に支障をきたす可能性が考えられるため。	◎：土砂災害警戒区域を含まない。又は土砂災害警戒区域を含むが、施設整備によって現状の体制に支障をきたす恐れはない。 △：土砂災害警戒区域を含んでおり、施設整備によって現状の体制に支障をきたす恐れがある。		5	◎：5 △：1	5		静岡県GIS情報「土砂災害情報マップ」により確認
		1-1-4	農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律）	農用地（青地）に指定されている土地は農振除外が必要となるため。	◎：農業振興地域内の農用地区域（青地）に該当しない。 △：農業振興地域内の農用地区域（青地）に該当する。		5	◎：5 △：1	5		各市町農業振興地域整備計画書土地利用計画図により確認
		1-1-5	河川保全区域（河川法）	堤防や護岸など洪水・高潮等の災害を防止するための施設や河岸を守るために、一定の制限を設けている区域であり、施設整備においても許可及び対応が必要となるため。	◎：河川保全区域を含まない。 △：河川保全区域を含む。		5	◎：5 △：1	5		・ 国管理河川（狩野川）及び県管理河川（沼津及び熱海土木事務所管内）に河川保全区域は設定されていない。 ・ 市町管理河川は市町の河川台帳で確認
							小計	25			23

斜線は採点例

評価項目						評価基準	大項目 配点 (A)	小項目			大項目採 点 (A) × (C) / (B)	備考
大項目・中項目		小項目		設定理由				配点 (B)	点数	採点 (C)		
2. 生活環境の保全（環境影響評価項目のうち、候補地検討段階を考慮した項目）												
	2-1	騒音、振動	2-1-1	騒音規制法等に基づく規制基準において特に配慮を要する施設（学校、保育所、病院等）との距離	静穏を要する施設及び地区とは離隔を確保することが好ましいため。	◎：保全対象施設が100m圏内に存在しない。 ○：保全対象施設が50m～100m圏内に存在する。 △：保全対象施設が50m圏内に存在する。	10	5	◎：5 ○：3 △：1	5		距離の目安は、静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づく特定工場等の騒音・振動基準の備考欄（50m）及び「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」に基づく騒音・振動の調査対象地域（概ね100m）
			2-1-2	住居・集落との距離	生活環境の保全上、施設との一定の離隔を確保する配慮が求められるため。	◎：直近住居・集落が100m圏内に存在しない。 ○：直近住居・集落が50m～100m圏内に存在する。 △：直近住居・集落が50m圏内に存在する。		5	◎：5 ○：3 △：1	5		距離の目安は、騒音・振動の影響範囲を念頭に、上記2-1-1と同じとした
	2-2	車両影響	2-2-1	排ガス、騒音、振動、悪臭、安全	収集運搬車両が集中することによる影響を受ける住民は少ないほうが好ましいため。	◎：候補地近傍のアクセス道路が混雑度の少ない幹線道路である。 ○：候補地近傍のアクセス道路が混雑度の多い幹線道路である。 △：候補地近傍のアクセス道路が生活道路である。		5	◎：5 ○：3 △：1	3		国土交通省「令和3年度道路交通センサス」及び各市町の既存の市道（町道）交通量調査により確認
								小計	15		13	8.7
3. 自然環境の保全（候補地検討段階において実施可能な調査を考慮した項目）												
	3-1	貴重な動植物の保護（現地踏査を実施）	3-1-1	植生自然度の高い群落の有無	自然環境保全の観点から、希少生物等の生息情報が得られている箇所に配慮が必要であるため。	◎：植生自然度9以上（自然植生）に該当しない。 ○：植生自然度9以上（自然植生）を含む（面積の半分未満）。 △：大半が植生自然度9以上（自然植生）（面積の半分以上）。	10	5	◎：5 ○：3 △：1	5		・植生自然度9（自然林）及び10（自然草原）は、自然植生（伐採や植林などの人の手が加えられていない植生） ・自然環境調査Web-GISより確認
			3-1-2	巨樹・巨木の存在		◎：環境省自然環境保全基礎調査による巨樹・巨木が存在しない。 ○：環境省自然環境保全基礎調査による巨樹・巨木が存在するが、回避して施設配置することが可能。 △：環境省自然環境保全基礎調査による巨樹・巨木が存在し、施設配置上、回避できない。		5	◎：5 ○：3 △：1	5		環境省ウェブサイト「巨樹・巨木林データベース」により確認
			3-1-3	希少生物の存在		◎：静岡県指定希少野生動植物の生息位置を含まない。 △：静岡県指定希少野生動植物の生息位置を含む。		5	◎：5 △：1	5		静岡県くらし・環境部環境局自然保護課に照会
								小計	15		15	10.0

斜線は採点例

評価項目						評価基準	大項目 配点 (A)	小項目			大項目採 点 (A) × (C) / (B)	備考
大項目・中項目		小項目		設定理由				配点 (B)	点数	採点 (C)		
4. 防災												
	4-1	地形地質状況（現地踏査を実施）	4-1-1	地形地質状況	災害時の施設の継続稼働に影響するため。	◎：施設の継続稼働に影響を与えるリスクが少ない。 ○：地形地質条件に懸念があるが、対策工事により、リスクを低減できる。 ×：施設の継続稼働に影響を与えるリスクがある。 ※4-2-1液状化想定、4-3-1浸水想定レベル、以外の観点によるリスク	20	10	◎：10 ○：6 ×：0	10		地質図、地すべり分布図、ハザードマップ、周辺の土砂災害警戒区域情報、震度想定分布図、地質地盤情報データベース、活断層分布図、都市計画、現地踏査（近傍からの目視確認が中心）等を基に状況を整理し、別途、調査資料を作成
	4-2	液状化想定	4-2-1	液状化想定	液状化により施設の運転が継続困難となる可能性が考えられるため。	◎：液状化が生じる可能性が小（PL値<5） ○：液状化が生じる可能性が中（5<PL≤15） △：液状化が生じる可能性が高（PL>15）		5	◎：5 ○：3 △：1	5		静岡県GIS情報「第4次地震被害想定（液状化）」により確認
	4-3	浸水想定レベル	4-3-1	浸水想定レベル	浸水想定レベルに応じて施設の被害へ備えが異なり、災害時の処理継続にも影響するため。	ハザードマップにおける最大浸水深 ◎：0.5 m 未満のエリアに該当する。 ○：0.5～3.0 m 未満のエリアに該当する。 △：3.0 m以上のエリアに該当する。		5	◎：5 ○：3 △：1	5		各市町洪水ハザードマップにより確認
	4-4	運搬ルートの災害リスク	4-4-1	運搬ルートの災害リスク	運搬ルートとなる道路について、自然災害による通行止めのリスクが想定される場合、ごみ処理の継続性に影響するため。	◎：災害による通行止めのリスクが少ない。 ○：災害による通行止めのリスクは想定されるが、迂回路があり、遠方にならない。 △：災害による通行止めのリスクがある。		5	◎：5 ○：3 △：1	3		静岡県GIS情報及び各市町のハザードマップ、災害履歴等により確認
								小計	25		23	18.4
5. 地域の合意形成の状況												
	5-1	用地取得の実現性	5-1-1	自治組織の意向確認状況	地域の理解がより得られる事業推進を目指すため。	◎：自治組織への意向確認を実施済み（総会による議決済み）又は候補地がどの自治組織にも属していない。 ○：自治組織への意向確認を実施済み（役員会や一部の議決によるもの）。 △：自治組織への意向確認は実施していない（説明会や文書等による周知のみ） ×：自治組織への意向確認を実施していない（周知を行っていない。） ※本項目における自治組織の範囲は、候補地が所在する自治組織とする。	25	20	◎：20 ○：12 △：4 ×：0	4		「公募要項様式3」、「公有地等抽出地様式3」、候補地所在自治体による自治組織との意見交換により確認
			5-1-2	土地所有者以外の権利者の存在	借地権、耕作権、抵当権など、土地所有者以外の権利者がいる場合には個別に協議を行う必要があるため。	◎：土地所有者以外の権利者はいない。 ○：土地所有者以外の権利者が平均以下存在する。 △：土地所有者以外の権利者が平均より多く存在する。		5	◎：5 ○：3 △：1	5		航空写真及び現地踏査（建築物、工作物の存在）、登記簿、土地所有者への聞き取り等により確認
								小計	25		9	9.0

斜線は採点例

評価項目						評価基準	大項目 配点 (A)	小項目			大項目採 点 (A) × (C) / (B)	備考
大項目・中項目		小項目		設定理由	配点 (B)			点数	採点 (C)			
6. 経済性												
	6-1	施設整備費以外の 費用	6-1-1	用地取得費、造成 費、道路整備費（既 存2車線道路までの 整備費）	建設候補地ごとに必要となる用地 取得費、造成費、道路整備費 は異なり、事業費に影響するた め。	用地取得費、造成費及び道路整備費の概算費用 を算出し、以下の算式に当てはめる。 「配点10点×全候補地のうち最も安い候補地 の金額／当該候補地の金額」	25	10	(計算 式) 10点× 800百万 円 /1,100 百万円	7.3		・例）当該候補地の金額が11億円、 全候補地の最安値が8億円の場合 （計算式） 10点×800百万円/1,100百万円 ・用地取得費は、（一財）資産評価シ ステム研究センター「地価マップ」 を参照して算出 ・造成費は、国税庁「静岡県 財産 評価基準書」を参照して算出 ・道路整備費は、既存2車線道路ま での整備費を概算で算出
	6-2	インフラ条件	6-2-1	上水道の整備状況	上水道が近傍まで整備されてい れば新たな整備が不要となるた め。	◎：接続できる給水管がある。 ○：接続できる給水管までの距離が全候補地の 平均以下。 △：接続可能な給水管までの距離が全候補地の 平均より長い。		5	◎：5 ○：3 △：1	3		各市町の水道台帳から確認
			6-2-2	下水道の整備状況	排水先として下水道が選択でき ればエネルギー回収効率向上が 見込めるため。	◎：公共下水道整備計画区域内であり、かつ下 水道管が近傍まできており接続が可能。 ○：下水道整備計画区域内であるが、下水道管 が近傍に無く接続のためには下水道工事の検討 が必要。 △：下水道整備計画区域外		5	◎：5 ○：3 △：1	5		各市町の公共下水道整備計画図及び 下水道台帳、から確認
			6-2-3	変電所、特別高圧線 からの距離	変電所、特別高圧線の有無に よってそれらの設置費用が発生 する可能性が異なるため。	◎：変電所又は特別高圧線が隣接している。 ○：変電所又は特別高圧線との距離が全候補地 の平均距離以下。 △：変電所又は特別高圧線との距離が全候補地 の平均距離より長い。		5	◎：5 ○：3 △：1	5		環境アセスメントデータベース （EADAS）の系統マップ、東京電力 における系統連系に関する情報から 確認
	6-3	広域の収集・運搬 の負荷	6-3-1	各市町からのごみの 輸送距離	収集運搬費用に影響するため。	各市町の人口重心点から候補地までの輸送距離 の合計を算出し、以下の算式に当てはめる。 「配点10点×全候補地のうち最短の候補地の 距離／当該候補地の距離」		10	(計算 式) 10点× 70km/ 120km	5.8		例）候補地A…各市町人口重心点か らの距離の合計 70km、候補地B… 同120kmの場合 候補地Aは「10点×70/70km＝10 点」 候補地Bは「10点×70/120km＝5.8 点」 ・令和2年度国勢調査により各市町 人口重心点の座標を確認。
			6-3-2	中継施設の設置の可 能性	中継施設の設置により、事業費 に影響するため。	◎各市町の人口重心点からの想定輸送距離が 18kmを超えない。 ○各市町の人口重心点からの想定輸送距離が 18kmを超える市町が1つある。 △各市町の人口重心点からの想定輸送距離が 18kmを超える市町が2つ以上ある。		5	◎：5 ○：3 △：1	5		・令和2年度国勢調査により各市町 人口重心点の座標を確認。 ・環境省資料において、「一般に、 輸送距離が18kmを超える場合に、中 継施設の導入を検討するとよい。」 とある。
								小計	40			31.1
	大項目 合計						100				74.7	

第 1 回広域一般廃棄物処理施設建設候補地選定委員会 議事要旨

日時	令和 7 年 7 月 14 日 (月) 13:30～15:10	場所	富士山南東消防本部三島消防庁舎 3 階消防センター
出席者	委員	平井委員長、中澤委員、柳井委員、臼井委員、杉山委員、三枝委員、椎田委員、加藤委員	
	3 市 2 町担当課	三島市 (事務局) 廃棄物対策課 橋本参事 (課長) 廃棄物対策課ごみ処理施設整備推進室 新井主幹 (室長)、新井主査 裾野市 生活環境課 井上課長、杉山係長 熱海市 環境課 高瀬課長 環境課ごみ処理広域化推進室 西村室長 環境課環境センター管理室 野口主幹 函南町 環境衛生課 飯島課長 二藤課長補佐 梅原係長 (焼却場長) 長泉町 くらし環境課 杉山課長、露木副主幹	
	日本工営株式会社	庄司、池本、吉田、速水	
	会議の公開・非公開の別	公開	
傍聴人の人数		15 人	
議事要旨			
1. 開会 2. 三島市・裾野市・熱海市・長泉町・函南町ごみ処理広域化検討協議会会長挨拶 (三島市 鈴木副市長) 3 市 2 町においては、ごみ処理施設の老朽化に伴う今後の処理体制の検討は最も重要な行政課題の一つであり、これまで検討を重ねてきた結果、広域化することで財政効果が得られるとされている。これから候補地選定について御協議いただくが、候補地が決まらなると今後の手順など先が見えない。様々な課題があるが、候補地選定を冷静な目で評価検討いただき、その後、3 市 2 町で同じ方向を向いて検討を進めていきたい。 3. 委員紹介 4. 委員長の選出 (事務局) 事務局の提案として、委員長は政令市である静岡市、浜松市の環境影響評価審査会会長を始め、環境行政への造詣が深く、当市の廃棄物処理対策審議会の会長も務められ、本地域が置かれている状況にも御理解が深い、平井委員にお願いしたいと考えるがいかがか。 (委員) 異議なし。(全委員一致により選任) (事務局) 設置要綱第 5 条第 3 項の規定に基づき職務代理について平井委員長から御指名いただきたい。			

(平井委員長) 他の自治体においても同種の会議に数多く参加されている柳井委員にお願いしたいと考えるがいかがか。

(柳井委員) 了承。

(平井委員長) 当財団は、脱炭素、循環経済、自然再興等の今日的な環境課題に対し、静岡県民や自治体の皆様のサポート役として活動している。本委員会のテーマであるごみ処理施設の広域化については、令和4年3月に静岡県が策定した広域化マスタープランに基づいて動いていると認識している。自身は他地域における広域化に関する委員も務めており、そのようなことも含めて経験が活かされればと感じており、委員長として議事進行を行っていきたく、よろしくお願いしたい。

5. 確認事項（事務局より）

(1) 3市2町ごみ処理広域化 これまでの検討状況

(2) 本委員会について

(事務局) 資料2及び資料3をもとに説明。

6. 協議事項

(平井委員長) 本日の協議事項は3点であり、(1)「選定基準」と(2)「公募要項」は、本日委員の皆様にご議論いただき、最終的な案としたうえで今週開催される副市長、副町長による「ごみ処理広域化検討協議会」にて決定する運びとしたい。また、(3)評価項目及び評価基準は、本日は大項目のみ決定し、次回の選定委員会にて中項目、小項目の詳細について改めて協議したい。

(1) 広域一般廃棄物処理施設建設候補地 選定基準(案)

(事務局) 資料4をもとに説明。

(柳井委員) 選定基準に示す「概ね2ha以上の土地」の要件はエネルギー回収施設を基本として広く公募するための最低の面積として理解するが、1ページに記載のバイオガス化、堆肥化施設等の場合は敷地内に収まらない場合もある。このことと公募とはどのような関係になるか。

(事務局) 面積要件はエネルギー回収型廃棄物処理施設とマテリアルリサイクル推進施設の最低限必要な面積として設定したもので、面積が広いほど柔軟な検討ができる。バイオガス化施設や堆肥化施設も面積が広ければ検討できるが、まずは広域でエネルギー回収型廃棄物処理施設を整備することが第一目標である。より広い候補地が選定された場合は、バイオガス化施設や堆肥化施設についても整備の可能性がでてくるものと考えられ、広域に参加する市町で検討しながら進めていきたい。

(平井委員長) 個人的には、3ha程度が一般的と考えている。候補地決定後、他の付帯施設を含める場合に敷地に入らないということで候補地を選定し直すことはできない。今回検討している施設が今後長年に渡り使われた後の、将来的な建て替えの時期を想定した場合の隣接地の活用も考慮しておくことが考えられ、また、リサイクル施設などの付帯施設の併設についても一応考えておかなくて良いだろう

か。公募要件を幅広くして手を挙げて頂きやすい様に設定することは考え方としてあるが、それらについても慎重に考慮しておくべきと考え、意見を申し上げておく。

(中澤委員) 候補地選定基準に示す、「法規制地域外」として「広域一般廃棄物処理施設を整備することが困難な法規制地域を含まないこと」の記載はそのとおりと思うが、候補地が「3 建設候補地の選定方法」に示す「安全・安心、環境、立地条件など幅広い観点」をすべて高いレベルで満たすのは難しく、最初は間口を広げることが良いと考えられる。別紙2の「6 土砂災害防止法」において、除外条件に土砂災害警戒区域が含まれているが、当該区域は、法規制されている地域ではなく、いわゆるイエローゾーンと言われる区域であって、何かあった際に人命に影響を及ぼす等の観点で規制されているのが土砂災害特別警戒区域である。細かいところは先に進んだところで細かく議論すればよいと考えられ、ここで土砂災害警戒区域まで縛ると手が上がりにくいように感じる。土砂災害特別警戒区域はレッドゾーンなので除外対象とするにしても、この段階で土砂災害警戒区域まで大項目に含めなくても良いのではないか。

(事務局) 3市2町担当課の会議でも、土砂災害特別警戒区域は外したほうがよいとの判断はまとまったが、土砂災害警戒区域については避難計画の策定等のソフト的な対策を求める区域であり、除外条件とするかの議論がまとまらず本日の資料とさせていただいた。委員の御意見を踏まえ、土砂災害警戒区域は2次評価で検討することもあり得ると感じた。

(中澤委員) 比較評価でプラス要素やマイナス要素がでてくる。トータルで見てという内容であれば2次評価で評価しても良いのではないか。

(平井委員長) 今年の5月26日から盛土規制法が施行開始しており、併せて「静岡県盛土等の規制に関する条例(盛土条例)」が「静岡県盛土等による環境の汚染の防止に関する条例(盛土環境条例)」になっており、今回の検討に含めなくても良いか。

(事務局) 盛土規制法の観点は2次評価で検討したいと考えている。

(平井委員長) 承知した。

(平井委員長) 委員から出された意見を踏まえて最終案に向けて検討いただきたい。

(2) 広域一般廃棄物処理施設建設候補地 公募要項(案)

(柳井委員) 応募に当たって地域支援策の有無は検討にあたって重要になるかもしれない。現時点では3ページの「6 施設建設地域への地域支援策」の表現の程度になると思うが、建設候補地決定後に協議するのか、決定に当たって協議するのかで微妙な違いがあると思うがどちらになるか。

(事務局) 現段階では、建設候補地決定後に協議を行っていきたいと考えている。事前だと話は伺えても実現性のある話ではできないと考える。

(平井委員長) 2ページの「3 応募要領(1)応募資格」に合意形成に関する記載があるが、同種の事業では地元の合意形成が最優先ということはどこでも言われている。そ

のようなことも踏まえ、建設候補地決定後に合意形成を進めていくという話があったが、それで苦勞する事例を多く見てきている。最初の段階で一定程度的見通せる状況が大事であることを意見として述べておく。

(平井委員長) 4 ページの「8 その他(1)」において、「応募地全ての土地の購入を確約するものではなく」という記載があるが、最近関わった事業で、自身の土地も買ってもらえるはずじゃなかったのか、というトラブルが多く出たという事例がある。地元との合意形成の流れの中で留意いただきたい。

(柳井委員) 2 ページの「3 応募の要領(2)応募要件」において、土地所有者全員の同意を前提が得られていることを要件としているが、地権者の土地の周辺の同意も大きい。隣地のことを評価基準で調査するのかしないのか。どのような考え方で候補地を選定するのか。この基準だけだと地権者が良ければ良いとなる。

(事務局) ごみ処理施設整備事業という性質上、周辺住民の合意は事業の成否を左右する非常に重要な項目と考えている。公募要項の段階では、あくまでも土地所有者の同意だけを求めるものであるが、評価の段階において周辺住民の方々の意向を反映していきたいと考えている。地元の合意形成の状況について、どのような評価基準により反映させていくのが今回の評価の中で最も難しいところと考えている。このあと、2 次評価の説明でも触れさせていただくが、3 市 2 町の担当課の会議でも十分なものとなっている状況ではない。十分に留意して評価基準を作成していきたい。

(柳井委員) 土地所有者に周辺の合意を求めるのか、団体に求めるのかによって複雑な手続が伴う場合もあると思うので、2 次評価以降、きちんとした考えを持って臨んでいただきたい。

(平井委員長) 合意形成が必要な自治会のエリアを定める必要がある。建設候補地が決まった段階でその地域の特性に沿った固有の対応が必要になり、土地所有者が賛成しても、問題はその周辺地域の合意形成が重要で、地域の捉え方をどうしていくかが大切なポイントと思っている。そのあたりをしっかりと議論していただきたい。

(椎田委員) 当町ではし尿処理施設、火葬場等を広域整備した経験があり、今回のようにごみ処理施設を含めたいわゆる迷惑施設は地域の合意形成が難しい案件であると認識している。自身も火葬場の整備を担当していたが、全ての方が同じように納得するような結果にはならない。地域の考えが半数をとりあうような場合などでも行政判断として決断せざるを得ない特性のある施設と捉えている。建設候補地選定委員会で候補地を評価する段階においては、地域の合意形成の状況を評価するための基準や配点をどの程度厚くするかは一つの大きな焦点であると考えている。単純に点数化して最も高得点の場所が建設候補地として選ばれたとしても、地元説明の段階で反対を受けて頓挫することもある。ある程度その部分を意識して検討していく必要があり、地域住民の合意が得られず、都度、建設候補地を選定したとしても地元に入って反対ということを繰り返すこととなり、話をまとめてい

くことが難しいものとする。9月には具体的な評価基準を決めていくことになるが、候補地が所在する自治会を対象にするのか、収集運搬ルートなど周辺の影響が及ぶところまで考えるのかなどを踏まえて意見交換を行っていくことも大事になると考えている。今後、選定基準を定めていく作業に入っていくことになるが、そのようなことも考慮して進めていただきたい。

(臼井委員) 公有地を抽出する際の事務的な手続について、公募要項には様式があるが、公有地から抽出する場合は書式が定められていない。周辺住民の合意、意向、意見は重要になり、公募要項の様式3ではそのようなことがある程度見て取れるものがある。公有地からの抽出についてもそのようなことを考慮して書類を準備することがよい。

(事務局) 公有地からの抽出についても公募した土地と横並びで検討しやすいように自治組織の意向確認の状況などの情報が得られるような同様の書式を3市2町担当課で協議して作成したい。

(加藤委員) 平井委員長にお伺いしたいことであるが、整備スケジュールは長期間に及び、その期間内を通して土地所有者や相続人に向き合っていくものと思う。近隣でも広域化で時間がかかっている事例を承知している。長期の整備スケジュールの中での取り扱いの事例など参考になるものがあれば御教示いただきたい。

(平井委員長) 自身が関わった中で最も苦労したと感じる案件は、現在建設に着手している志太広域事務組合(藤枝焼津)のごみ処理施設整備事業で、候補地決定に長年を要して着手に至った事例が有る。背景として、当時、既存施設を整備した際に次は同じ場所で建て替えを行わないという約束のもと事業を実施したため、早い段階から移転先を探して来たが、結果として候補地選定を何回も行うこととなった。そのため、公表する前に念入りに事業推進の確実性を高める作業を行ってから候補地を公表した経緯がある。地元の合意形成は神経を使うものとして考えている。

(平井委員長) 一例を申し上げたが事業推進には色々な方法が有り、事務局の考え方を否定するものではないので、委員の意見を考慮しながらまとめていってほしい。

(3) 広域一般廃棄物処理施設建設候補地 評価項目及び評価基準(案)

(柳井委員) 大項目の中で「1. 土地利用」という表現は他の項目と比較して違和感がある。例えば「1. 土地利用」と「3. 防災」を合わせて「安全安心」として「6. 経済性」とと比較したほうが大項目としてのバランスは良いように感じる。また、ここで失格になるような絶対的な基準は作るのか。項目に応じて比重を変えるのはもっともだが考え方を明確にする必要がある。市町の基本構想や施設整備に対する考え方で重視する項目に重点を置いたり、なんらかの地域の考え方に沿うなど、次の議論ではわかりやすい考え方を提示いただきたい。

(事務局) 「1. 土地利用」は、「1. 土地利用の規制」とした案も検討したがいかかが。

(柳井委員) 配点に影響する可能性があると考えたものであるが、中項目、小項目で具体

的に検討するのでそれほど大きな影響はないかもしれない。ただ、用語としてわかりやすいものであることが好ましい。

(事務局)「土地利用」という表現は、「ごみ処理施設整備の計画・設計要領」の表現を基に検討したものとなっているが、わかりにくいものは適宜修正していきたい。

(平井委員長)委員の意見を踏まえ、事務局にて検討いただきたい。

(中澤委員)防災の小項目で液状化想定、浸水想定レベルなどが挙げられているが、施設の場所として考えるとピンポイントでの検討になるが、候補地が決まったら運搬ルートも含めて評価してはどうか。また、「6. 経済性」で候補地によって造成費用は当然異なるが、近年、建設発生土の処分が大きな課題となっている。例えば、加点項目で建設廃棄物の抑制などがあっても良いと感じる。

(事務局)御指摘の1点目について、評価を行う中で候補地のみでなく候補地へのアクセスルートも含めて考えていきたい。2点目の建設発生土の処分費の高騰については近年大きな課題になっていると承知しており、御意見を踏まえて加点項目で評価するか、又は「6-1-1 用地取得費、造成費」の中で検討していきたい。

(平井委員長)本事業は静岡県環境影響評価条例の対象事業となり、様々な環境項目について細かい検討を行っていくことになる。そのようなことを念頭に考えた際に、環境影響評価で取り扱う「2. 自然環境の保全」と「4. 生活環境の保全」の間に「3. 防災」が入っている。また、「4. 生活環境の保全」では「騒音、振動」と「車両影響」のみが取り上げられているが、ごみ処理施設の環境影響評価では典型7公害(大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、土壌汚染、地盤沈下)は取り扱うことになる。住民の大きな関心は、国では対策が進み排出量が大幅に削減されたと位置付けているとはいえ、現在もダイオキシン類である。生活環境の保全として候補地を決めるときの話としては騒音、振動で近くに学校などがあると好ましくないというのはわかるが、それだけで良いのかも踏まえて、迷惑施設としての要素が住民の皆様からすると大きいので環境アセスとの関係を踏まえて大項目、中項目を絞り込んでいただきたい。

(事務局)事業の計画段階で環境影響評価を行っていくことを理解してはいたが、御指摘をお聞きし、事業が与える生活環境面の影響が「4. 生活環境の保全」に示す「騒音、振動」と「車両影響」だけのように読める資料となっていることに課題があると感じた。本日の資料作成までの間には、「大気質」、「悪臭」などのごみ処理施設の環境影響に特有な項目を検討に含めることも検討した。ただ、これらの項目は、風向や周辺の住居地域の配置なども考慮した少し広い範囲の評価が必要な内容を含むため、環境影響評価段階で詳細な検討を行うことが良いと考えたものである。建設候補地の選定段階では、まずは建設候補地周辺を中心に検討していくこと、また、評価項目を多くしすぎると重視する項目の比重が全体の中で高くできないことなどを考慮して現在の項目で検討しているところである。記載した項目以外にも事業者としては考えていることが表現できる資料となるようにしていきたい。

(柳井委員) 先ほどの「1. 土地利用」について、資料の記載では土地利用への配点の根拠を示すのが難しいように感じたものである。各市町の施設整備に対する考え方、例えば施設整備基本構想などに沿った項目に分類した方が比重付けしやすいのではないかと感じ、各市町の考え方をもとにわかりやすい項目に分類したほうが良い。「ごみ処理施設整備の計画・設計要領」が悪いとは言わないが、点数配分まで見据えて検討いただきたい。

(平井委員長) 委員の意見を踏まえて議論、調整いただきたい。

7. その他

(事務局) 今後の進め方として、本日いただいた御助言をもとに必要な修正を加えて選定基準及び公募要項については委員の皆様へメールで送付させていただく。委員の皆様へ御確認いただいたのち、7月18日（金）に開催する検討協議会において決議を行い、その後、選定基準と公募要項の公表及び公募開始と手続を進める。公募期間は10月下旬までの約3か月を想定しており、その間に資料6に示した評価項目及び評価基準を検討いただくための選定委員会を9月4日（木）13時30分から同じ場所で開催する予定であり、改めて御参集のほどをお願いしたい。

8. 閉会

以 上